平成２１年（フ）第７０５９号
大阪府池田市井口堂１丁目３番10号
破産者　冨永　和幸
１　期日　平成22年１月14日午後４時
２　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年11月12日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２３４号
山口県周南市大字徳山6802番地の16
破産者　木曽　光己
異議申述期間　平成21年12月17日まで
平成21年11月16日　山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第２７０号
熊本市出水６丁目43番163号
破産者　脇　　一朗
異議申述期間　平成22年１月４日まで
平成21年11月16日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第９０７号
福岡市東区二又瀬新町９番12号
破産者　中央舗道株式会社
異議申述期間　平成22年１月13日まで
平成21年11月13日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２１年（フ）第２３７号
青森県八戸市吹上１丁目１番33号　釜谷ビル４Ｆ－Ｃ、住民票上の住所青森県三戸郡階上町大字角柄折字十文字５番地63
破産者　髙嶋　　誠
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２４７号
青森県八戸市長苗代２丁目17番23号、前住所青森県八戸市青葉２丁目１番５号
破産者　髙村千代子
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第３５９号
愛知県江南市古知野町日の出186番地レオパレス21ＤＥＵＸ104
破産者　倉坪　一博
１　決定年月日　平成21年11月10日
２　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２１０７号
東京都渋谷区千駄ヶ谷５丁目２番４号千駄ヶ谷シルクハイツ301号
清算株式会社　株式会社コレーグ
代表清算人　村瀬　利明
１　決定年月日　平成21年11月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第５４号
大阪府堺市堺区市之町東６丁２番31―802号
再生債務者　土屋　八實
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満２丁目６番８号堂ビル211号室　宮崎法律事務所　弁護士　宮崎　裕二
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　多額の借財
ウ　和解及び仲裁合意
エ　別除権の目的である財産の受戻し
平成21年11月11日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令取消

平成２０年（再）第９０号
大阪市城東区鴫野西４丁目３番８号
再生債務者　原田　雅弘
主文　平成21年２月25日にした監督命令を取り消す。
平成21年11月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第２４号
名古屋市緑区大高町字上塩田26―１
再生債務者　ザ・アミーゴス株式会社
１　決定年月日時　平成21年11月13日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月11日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年１月22日から平成22年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第１号
青森県八戸市大字十三日町16番地
再生債務者　八戸スカイビル株式会社
特別調査期間　平成21年12月14日から平成21年12月21日まで
平成21年11月13日　青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（再）第１３２号
東京都中央区日本橋本石町４丁目４番11号
再生債務者　マキコーポレーション株式会社
特別調査期間　平成21年11月30日から平成21年12月４日まで
平成21年11月16日
東京地方裁判所民事第20部

資本の減少等及び募集株式の発行を定めた再生計画案の提出の許可

平成２１年（再）第５号
札幌市中央区北一条東３丁目３番地
再生債務者　中道機械株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　株式の取得
再生債務者は、発行済株式836万9518株を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償で取得する。
２　資本金の額の減少
減少すべき資本金の額　　金６億5557万円
資本減少の方法　発行済株式836万9518株全部を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償消却する。
３　募集株式の発行
再生債務者は、普通株式１株（払込金額　１株につき金１円）を新たに払込を受けて募集株式を発行する。
払込期日は、再生計画認可決定確定日から10日目の日とする。
平成21年11月12日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再）第１０号
北海道滝川市幸町３丁目３番12号
再生債務者　株式会社サークル鉄工
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　株式の取得
再生債務者は、発行済株式28万5000株を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償で取得する。
２　資本金の額の減少
減少すべき資本金の額　　金１億4250万円
資本減少の方法　発行済株式28万5000株全部を新株式の払込がなされることを条件として、第３項記載の払込期日に無償消却する。
３　募集株式の発行
再生債務者は、普通株式１株（払込金額　１株につき金１円）を新たに払込を受けて募集株式を発行する。
払込期日は、再生計画認可決定確定日から10日目の日とする。
平成21年11月13日
札幌地方裁判所民事第４部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１号
北海道網走郡津別町字相生312番地16
再生債務者　株式会社愛生の杜
１　決議に付する再生計画案　平成21年９月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成21年12月10日まで
平成21年11月12日　釧路地方裁判所北見支部